

沼田町芸術文化普及促進事業のご案内

芸術文化普及促進事業とは・・・

2名以上で構成された沼田町内の団体（町内会、行政区、サークルなど）が芸術文化活動を町民に広めることをサポートする事業です。

この事業では、「講師や専門家への謝礼」や「事業実施のための旅費及び交通費」、「チラシやポスター、その他の資料作成費や材料費」等の経費を補助します。（上限10万円）

事業の利用にあたっては、**簡単な事前申請**が必要となりますので、下記までお問い合わせください。**（専用のフォーマットをご用意しています。）**

【注意事項 ～申請の前にお読みください～】

- ・個人ではなく団体を対象とした事業ですが、普段の活動状況については問いません。
- ・「芸術文化の普及促進」に全く関係のない内容には利用できません。

事業の公共性（広く町民に関係があるかどうか）も重要な審査基準になります。

- ・政治活動や宗教活動、営利活動には利用できません。

また、町等から同様の補助金等を受けている事業にも利用できません。

★当日の運営は基本的に申請団体が行います。

教育委員会があくまでもサポートの立場に関わります。

★申請できるのは各年度「1団体1事業」のみです。



★昨年度の利用実績 ～こんな活動に使われています～ ★

- ・「GRACE コンサート」（音楽の玉手箱）：町外ゲストによる歌謡コンサート
- ・「ジョイントコンサート」（沼田町ファミリーコンサート実行委員会）
：町外ゲストも招いての吹奏楽コンサート

【第1弾申込期限】：4月17日（金）

- ・**「5～8月に開催予定の事業」が対象となります。**

※第2弾（9～12月開催予定事業対象）は7月～募集、8月申込期限となります。

- ・書類の提出自体は後日でかまいません。
- ・申込期限終了後、審査の上、交付を決定します。よって実際の交付は5月以降になります。
- ・申し込んだ全ての団体、事業に交付されるわけではありません。

【お申込み・お問合せ】 沼田町教育委員会（担当：木次(きつぎ)） 電話：35-2132